

A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

国においては、令和5年に「こども基本法」の施行や「こども大綱」の閣議決定を経て、「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示され、本市においても、子どもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するため、同年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。

「市町村こども計画」の策定については、こども基本法において、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し策定することが努力義務とされています。この度、令和7年3月に徳島県こども計画が策定されたことを受け、さらなる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、「鳴門市こども計画」の策定を進めています。

つきましては、素案段階での計画を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に令和8年3月までに「鳴門市こども計画」(以下、「本計画」という。)をまとめる予定です。

2. 案の概要

本計画は、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体的なものとした、こども・若者の支援に関する総合的な計画であり、令和8年度からの4年間を計画期間としています。

本計画の策定にあたっては、有識者や教育・保育の関係者、市民等で構成された鳴門市児童福祉審議会に諮り、計画内容について調査・審議を行っています。

また、これまでに実施した子育てに関するアンケート調査（以下、「ニーズ調査」という。）や、令和4年2月に実施した子どもの生活に関するアンケート調査（以下、「生活状況調査」という。）に加えて、令和7年度に実施した小・中学生（小4～中3）及び高校生（1～3年生）、18～29歳の若者を対象としたこども・若者の意識と生活に関する調査（以下、「こども・若者意識調査」という。）や、子育て支援に関わる事業所調査（以下、「事業所調査」という。）を本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

本計画では、これまで「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念として掲げてきました

『自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると』

を継承しながら、本市の豊かな自然の中でこども一人ひとりを尊重し、その意見を大切にしながら、こどもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、すべてのこどもや若者、保護者、地域の人たちの笑顔がうずまく、誰もが「ここで育ちたい」「ここで子育てを始めたい」と思えるまち鳴門の実現をめざすこととしています。

＜本計画の構成＞

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨や計画の位置づけ、計画期間、策定体制について整理しています。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

本市の人口等の動向や世帯・就労状況のほか、就学前教育・保育施設、小・中学校の状況などの動向をまとめるとともに、ニーズ調査、生活状況調査やこど・も若者意識調査、事業所調査の結果を分析し、本市のこども・若者を取り巻く状況を整理し、課題を抽出しました。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の現状や課題等を踏まえ、基本理念『自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると』の実現に向け、5つの基本目標を示しました。

第4章 施策の展開

第3章で示した基本理念を実現するために設定した基本目標に沿った施策項目及び主な取り組みを示しました。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に規定された基本方針において、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項として定められた「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと供給体制の確保について、本計画に内包する「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の内容を示しました。

第6章 計画の推進に向けて

「鳴門市うずっ子条例」の趣旨に則り、行政、市民、関係団体などがそれぞれの役割を果たし、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子ども・子育て支援を一層推進していくとともに、子ども・若者等の意見を聴き、可能な限り施策に反映するよう努めることを示しました。

3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包した子ども・若者の支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第7次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」「健康なると21」「鳴門市教育振興計画」などの関連計画との整合性を図ります。

本計画の基本理念の実現に向けて設定した次の5つの基本目標に沿って各施策を推進し、本市のこども・若者、子育て支援について考えていくものとしています。

- (1) こども・若者の権利保障の推進
- (2) こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援
- (3) 困難な環境にあるこども・若者の支援
- (4) 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援
- (5) まちぐるみの子育て支援の充実